

公益社団法人日本動物病院協会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本動物病院協会定款（以下「定款」という。）第56条の規定に基づき、この法人の運営に関する細部事項を定めることを目的とする。

第2章 会員等

(種類及び区分)

第2条 定款第5条第1項第1号から第3号の会員を次のとおり区分する。

(1) 正会員

- 1) 動物病院会員 A(ホスピタル会員) JAHAの目的に賛同し、入会を希望する動物病院の代表者
- 2) 動物病院会員 B(クリニック会員) JAHAの目的に賛同し、入会を希望する動物病院の代表者
- 3) 個人正会員 JAHAの目的に賛同し、正会員としての入会を希望する個人

(2) 準会員

- 1) 個人獣医師会員 JAHAの目的に賛同し、準会員としての入会を希望する獣医師(個人)
- 2) 学術会員 学識経験者で、理事会で承認または委嘱した者
- 3) シニア会員 正会員として20年以上在籍し、かつ65歳以上で、本人により申請があった者
- 4) 勤務獣医師会員 動物病院会員 Aに勤務する獣医師で代表者より入会申し込みがあった者
- 5) 勤務動物看護職会員 動物病院会員 A・Bに勤務する愛玩動物看護師等、獣医師以外の者で代表者より入会申し込みがあった者
- 6) 学生会員 獣医学部学生

(3) 賛助会員

- 1) サポート会員(個人賛助会員) JAHAの目的に賛同し、サポートする熱意を有する個人
- 2) 法人賛助会員 JAHAの目的に賛同し、JAHAの事業を賛助するために入会を希望する法人、団体等
- 3) 施設賛助会員 JAHAの目的に賛同し、JAHAのアニマルセラピーを受け入れ、ご協力を頂いている施設(入会基準)

第3条 動物病院会員の入会申し込みに対しては、次の各号に掲げる基準に従って、理事会において入会の可否を決定する。

- (1) 診療施設の管理者として届け出ている獣医師（以下「管理獣医師」という。）がいること。
 - (2) 原則として、管理獣医師が地方獣医師会に所属していること。
 - (3) 正会員の推薦があること。
 - (4) 入会申込書提出日から遡り、動物病院の代表者としてこの法人に届け出ている者又は管理獣医師が、過去5年以内に法令違反による処罰又は勧告を受けたことがないこと。
 - (5) 動物の販売及び販売手数料を得ていないこと（診療業務を営む同一事業所で、他の者が行っている場合を含む）。
 - (6) 動物の遺伝的疾患等の欠点を覆い隠すような処置及び手術を行って、これらの事実を詐称したり、展示に供したりしたことがないこと。ただし、日常生活に支障をきたすものの改善の目的にのみ行った場合はこの限りではない。
 - (7) 過去に、この法人の名誉若しくは信用を棄損、又は目的に反する行為がないこと。
- 2 個人正会員の入会申し込みに対しては、次の各号に掲げる基準に従って、理事会において入会の可否を決定する。
- (1) 準会員又は賛助会員として、この法人に継続して3年以上在籍したこと。
 - (2) 正会員の推薦があること。
 - (3) 入会申込書提出日から遡り、過去5年以内に法令違反による処罰又は勧告を受けたことがないこと。
 - (4) 過去に、この法人の名誉若しくは信用を棄損、又は目的に反する行為がないこと。
- 3 準会員及び賛助会員の入会申し込みに対しては、次の各号に掲げる基準に従って、理事会において入会の可否を決定する。
- (1) 入会申込書提出日から遡り、過去5年以内に法令違反による処罰又は勧告を受けたことがないこと。
 - (2) 過去に、この法人の名誉若しくは信用を棄損、又は目的に反する行為がないこと。
- (入会取消・会員資格の喪失)

第4条 入会申込書に虚偽の記載があることが判明した場合、その会員は入会取消処分を受けることがある。

2 すべての会員は、会員区分に該当する資格を失った時には会員資格を喪失する。

(入会金及び会費)

第5条 定款第7条第2項の入会金及び会費は、次のとおりとする。

	入会金	会費
(1) 正会員		
1) 動物病院会員 A(ホスピタル会員)	35,000 円	120,000 円
2) 動物病院会員 B(クリニック会員)	35,000 円	60,000 円
3) 個人正会員	35,000 円	60,000 円
(2) 準会員		
1) 個人獣医師会員	5,000 円	20,000 円
2) 学術会員		無料
3) シニア会員		6,000 円
4) 勤務獣医師会員		無料
5) 勤務動物看護職会員		無料
6) 学生会員		無料
(3) 賛助会員		
1) サポート会員(個人賛助会員)	無料	1口 3,000 円
2) 法人賛助会員	35,000 円	1口 60,000 円
3) 施設賛助会員	5,000 円	25,000 円
(4) 名誉会員		無料

2 準会員又は賛助会員が正会員に変更する場合は、入会金を免除する。

3 入会金については、必要に応じ理事会の決議により免除または変更できる。

4 会費は年会費とする。ただし、正会員及び法人賛助会員として年度途中に入会する場合の年会費は、それぞれの年会費に、入会月より年度末までの月数を掛け、12で除した金額とする。

5 準会員又は賛助会員が正会員に変更する場合は、区分変更手数料として3,000円を負担する。

(会費の納入方法及び滞納)

第6条 会費は会計年度前に一括納入とする。ただし、正会員は前後期分納とすることができる。

2 会費は、指定口座への送金・振替又は口座引き落としとする。

3 会費を6カ月以上滞納している者は、セミナーの参加、出版物及び発行物の購入等に関して会員としての特典は受けられない。

(入会)

第7条 原則として、入会申込書を提出後、理事会審査を経て、入会金及び会費を納入後、会員資格を得る。

(退会)

第8条 この法人が退会届を受領した日の月末をもって会員資格を喪失する。ただし、希望により退会月を指定することができる。

第3章 総会

(議決権行使に関する基準日)

第9条 4月1日に正会員として登録している者を、各総会に関して議決権を有する正会員とする。

ただし、総会開催日までに正会員資格を喪失した者はこれに含まない。

(議決権行使者)

第10条 動物病院会員の議決権は、動物病院の代表者としてこの法人に届け出ている者が行使する。

(正会員以外の出席)

第11条 準会員、賛助会員、名誉会員は議長の許可を得て、総会を傍聴することができる。

2 この法人の職員等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て総会に参加することができる。

第4章 役員等

(役員候補者の予選)

第12条 役員候補者の予選を行うため、総会の決議を経て、役員候補者予選規程を定める。

第5章 事業運営

(組織の設置)

第13条 定款第4条に掲げる各事業を円滑に実行するため、会長は理事会の決議を経て、必要な組織を設置し、構成員を任命する。

第6章 規程の改廃

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第7章 補則

(委任)

第15条 この法人の事業運営に必要な事項は、総会又は理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年6月23日から施行する。

平成21年6月23日制定

平成23年6月23日改定

平成24年6月24日改定

平成26年6月21日改定

令和5年6月21日改定